

意見案第2号

悪質商法による消費者被害をなくすための預託法の改正並びに特定商取引法及び同法指針の改正等を求める意見書

消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会（以下、「検討委員会」という。）は、令和2年8月19日に報告書を取りまとめ公表した。

特に大きな社会問題となった豊田商事、安愚楽牧場、ジャパンライフ、ケフィア事業振興会、WILLなどによる、高齢者をはじめ多くの消費者に財産被害を及ぼすおそれが高い販売等を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉えるのが相当であることから、預託法において原則禁止すべきであるとされた。

一方で、消費生活相談では、通信販売におけるいわゆる「詐欺的な定期購入商法」の相談が急増しており、解決を図ることは容易ではなく深刻な事態となっているほか、新型コロナウイルス感染症を巡る社会不安に付け込む、マスクの送り付け商法も社会問題化している。特定商取引法が対象としている訪問販売・電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義があり、書面の電子交付は拙速に行うべきではない。

また、検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性に付け込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には断固とした対応が必要であり、法執行の強化や実効性のある制度改革を行うべき旨の答申がされている。

よって、国においては、悪質商法による消費者被害をなくすため、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 検討委員会報告書の内容に沿い、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止とした預託法改正の検討を早急に進め、今通常国会において改正すること。
 - 2 詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会において特定商取引法を改正すること。
 - 3 送り付け商法について、現在の法規制内容の周知を図るとともに、諸外国の法制も参考に制度的措置を講ずること。
 - 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や連携強化を図ること。
 - 5 書面の電子交付は、拙速に盛り込まないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊